

国総公第 99 号

国水環保第 16 号

令和 3 年 2 月 18 日

社会資本整備審議会 会長

進藤 孝生 殿

国土交通大臣

赤羽 一嘉

諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

河川機械設備のあり方

1. 諮問事項

河川機械設備のあり方について

2. 諮問の趣旨

河川ポンプ、水門ゲート等の河川機械設備は、昭和50年代をピークに昭和期に整備されたものが多く、整備後50年以上経過した施設の急増が今後見込まれる。河川機械設備は、橋梁等の構造物とは違い、その長寿命化にも限度があり、老朽化した施設の急増に伴い、一斉に更新が必要となる「大更新時代」が到来する。

激甚化・頻発化する水害により、内水排水ポンプをはじめ河川機械設備の新設・増設への要請も高まっており、かつ、社会資本整備審議会河川分科会気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会の答申（R2.7）においても、ポンプ等の施設について、その耐用年数経過時点の気候変動の影響を考慮して機能向上を図ることが望ましいとされているところである。

このように、河川機械設備について更新、整備を加速化していく状況となっている。また、河川機械設備の整備については、従来、個々の設備を大規模化することが有利であるとし、かつ高いレベルでの信頼性の確保を前提に予備機能及びマージン（余裕）を持たないこととしており、1基の停止が能力の大幅な低下をもたらすなど機能損失時のリダンダンシーの確保に課題がある。

さらに、これらの設備は、特注・受注生産であることから、扱える技術者が限定されるとともに、故障時や老朽化に伴う部品供給等が長期化しており、緊急時の対応等のメンテナンス性の確保を困難にしている。

加えて、現在の更手法は、現施設を存置しつつ同規模の施設を新設後、現施設を撤去しており、新設より高コストとなっている。コストを縮減しつつ、効率的・効果的な更手法及び河川機械設備の開発が必要となっている。加えて、これらの開発は新たな排水ポンプ等の整備を促進することにつながる。

河川機械設備にかかる大更新時代の到来が必然である中、また、気候変動の影響への対応が求められる中、これらの課題に対応するため、河川機械設備のあり方について従来の考え方からのパラダイムシフトを図った上で、更新・整備を加速化させることが求められており、河川機械設備のあり方について諮問を行うものである。

国社整審第73号

令和3年2月25日

河川分科会

分科会長 小池 俊雄 殿

社会資本整備審議会

会長 進藤 孝生

河川機械設備のあり方について（付託）

令和3年2月18日付け国総公第99号及び国水環保第16号により当審議会に意見を求められた河川機械設備のあり方については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。